

令和6年度 佐賀県農福連携技術支援者育成研修 開催要領

1 目的

佐賀県では、農業分野における働き手の確保を図るとともに福祉分野における障がい者の就労先の確保を図るため、農福連携の推進に取り組んでいる。

農福連携の取組を更に拡大するため、佐賀県農福連携技術支援者育成研修を開催し、障がい者を直接雇用できる農業者の育成、農業者と福祉事業所のマッチング支援を行う専門人材の育成を図る。

2 受講対象者及び人数

農業者、農業関係者または福祉関係者（行政職員、団体職員含む） 20名程度

※ただし、e-ラーニング、修了試験を含む全ての研修課程を受講できる者とする。

3 主催

佐賀県農林水産部農業経営課

4 日程及び内容

日付	場所	内容
(1) e-ラーニング		
10月15日（火曜日） ～11月15日（金曜日）	※	<ul style="list-style-type: none">・ 農福連携概論・ 障がい者雇用、就労系障がい福祉サービスの仕組・ 農作業の流れ、農業経営の仕組み 等
(2) 集合研修		
11月19日（火曜日）	①	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい特性に対応した農作業支援技法
11月20日（水曜日）	②	<ul style="list-style-type: none">・ 農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法
11月21日（木曜日）	①	
11月22日（金曜日）	①	<ul style="list-style-type: none">・ 障がい福祉サービス事業の運営の実務（事業所見学）・ 修了試験

【場所及び住所】

※受講生のPC、タブレット等（配信期間中、受講者が視聴可能な時間に受講）

① 佐賀県佐城農業振興センター・佐賀県農業大学校・佐賀県農業試験研究センター
(佐賀県佐賀市川副町南里1088)

② 神埼市役所本庁舎(佐賀県神埼市神埼町鶴3542-1)

7 費用

- ・受講料は無料。ただし、研修に係る交通費・昼食費は、受講者の負担とする。
- ・災害等のやむを得ない事情により、研修を延期又は中止する場合がある。その場合には、予約した交通機関や宿泊施設のキャンセル料は、受講者の負担とする。

8 申込及び受講者の決定

(1) 申込方法

申込フォーム（以下の二次元コードまたは URL）より申込



【URL】

<https://logoform.jp/form/jbBd/725141>

(2) 申込締切

令和 6 年 9 月 30 日（月曜日）

(3) 受講者決定の連絡

- ・申込者全員に対し、令和 6 年 10 月 11 日（金曜日）までに、受講者として決定したか否かを通知する。
- ・なお、申込多数の場合は、今後の活躍が十分に期待できる者であるかなどの観点から、農福連携技術支援者の地域バランス、受講者の所属業種、農福連携に取り組んでいる事業所等に所属しているかどうか及び経験年数のほか、申込フォームの記載内容から受講者を決定する。

9 その他

- (1) 集合研修では、圃場又は屋内において農作業を行うため、受講者は農作業に適した服装で受講すること。
- (2) 座学研修の最終日に修了試験を実施する。佐賀県は、受講者の修了試験の答案を踏まえて、農林水産省と協議のうえ、後日、必要な知識と技能を身につけた者を「研修修了者」として認定する。認定の通知を受けるまでは、「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」の肩書を用いることはできない。なお、認定まで 1~2 か月程度を要する。
- (3) 「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」は、国家資格ではない。
- (4) 研修課程を欠席した場合は、「農福連携技術支援者（農林水産省認定）」の認定は受けられない。一部欠席の場合も含む。

以上